

「ふるさと納税」で同窓会を支援！

いつかきっと帰りたくなる街づくり

ふるさと淡路で同窓会をしよう！

淡路市ふるさと同窓会支援事業

同窓会等をふるさと淡路の出身者のふるさと回帰のきっかけにしてもらい、一人でも多くの出身者に淡路に戻ってきてもらえるよう、「淡路市夢と未来へのふるさと寄附金（ふるさと納税）」を活用して、同窓会等の開催に係る費用の一部を予算の範囲内で補助します。

対象となる同窓会等

- ① 市内の保育園（所）、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の卒業生で開催されること
- ② 淡路市内の飲食店等において、毎年3月31日までに開催されること
- ③ 20人以上で開催され、そのうち6人以上が市外に住所を有する者であること
（当日の出席者が20名以上であることが必要です）

補助金額

市内に住所を有する出席者	市外に住所を有する出席者
1名につき 1000円	1名につき 3000円 ※6名以上の出席が必要！
① 市内に住所を有する出席者数×1000円	① + ② = 補助金額
② 市外に住所を有する出席者数×3000円 ⇒補助金額が、5万円を超える場合は、5万円までとなります。 ⇒補助対象経費の支出が補助金額を下回る場合は、補助対象経費の支出額が補助金額となります。	

※同一の単位で行う同窓会等への補助金の交付は、同一年度内に1回限りとします。

※予算がなくなり次第終了します。

補助金を受け取るためには

- ① 代表の方から参加者に対して「淡路市夢と未来へのふるさと寄附金（ふるさと納税）」及びUターン等に関する資料を配布して出席者に淡路市の事業の紹介をしてください。
※ふるさと納税及びUターン等に関する資料は、淡路市から提供します。
- ② 同窓会等の実績、開催内容（集合写真）の広報、ホームページ掲載について同意をお願いいたします。

補助対象経費

- ① 同窓会等の案内文書の作成及び送付に必要な経費
- ② 記念撮影等に必要な経費
- ③ 同窓会等に使用する会場の使用料
- ④ 市内の店舗等に支払う同窓会の開催に要する経費（※食糧費は対象外です）
例）音響レンタル料・カメラマン・アルバム作成代・来賓花代・送迎バス代など

※2019年4月1日から2020年3月31日までの間に発生した経費に限ります

補助金申請の手続き

- ① 補助金交付申請書
同窓会等代表者は、同窓会等開催日の14日前までに、淡路市長（まちづくり政策課）に申請書を提出してください。
※添付資料 1. 収支予算書
2. 出席予定者名簿（氏名、生年月日及び住所等が記載されているもの）
↓
- ② 補助金交付決定
申請内容を審査した後、補助金交付決定通知書を同窓会等代表者に送付します。
↓
- ③ 実績報告及び補助金の請求
同窓会等代表者は、同窓会終了後30日を経過した日、又は開催日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書及び補助金交付請求書を提出してください。
※添付書類 1. 収支決算書
2. 出席者名簿（氏名、生年月日及び住所等が記載されているもの）
3. 領収書及び請求明細書の写し
4. 出席者全員が分かる集合写真
5. 同意書
↓
- ④ 補助金額の確定、振込
実績内容を審査した後、補助金額の確定通知書を同窓会等代表者に送付します。
合わせて、交付請求書の受理後、1ヶ月を目途に補助金を振り込みます。

【お問い合わせ・お申し込み先】

〒656-2292 兵庫県淡路市生穂新島8 淡路市まちづくり政策課

電話 0799-64-2506（直通） IP 050-7105-5006

ホームページ <http://www.city.awaji.lg.jp/> ※申請書等の様式はこちらからダウンロードしてください